

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年9月 15 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600350号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600036号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和21年6月17日、喪失年月日を昭和23年12月1日に訂正し、昭和21年6月から昭和23年11月までの期間の標準報酬月額については、昭和21年6月から同年7月までは150円、昭和21年8月から同年11月までは60円、昭和21年12月から昭和22年5月までは120円、昭和22年6月から昭和23年11月までは400円とすることが必要である。

昭和21年6月17日から昭和23年12月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男(子)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和21年6月17日から昭和23年12月1日まで

父と同姓同名かつ同一生年月日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録があると年金事務所から照会があった。叔父は、父が「A事業所」で働いていたと証言しており、照会のあった被保険者記録は父のもので間違いないので、調査の上、父の被保険者記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、訂正請求記録の対象者と同姓同名かつ同一生年月日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(以下「未統合記録」という。)が記載されており、当該未統合記録の厚生年金保険被保険者期間は、昭和21年6月17日から昭和23年12月1日までであることが推認できる。

また、A事業所に係る被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者と同姓同名かつ同一年月日の被保険者は1名であり、健康保険の整理番号に欠番もないほか、訂正請求記録の対象者の弟は、訂正請求記録の対象者が戦後「A事業所」に勤務していた旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者と同姓同名かつ同一年月日の者は他に確認できない。

加えて、訂正請求記録の対象者の除籍謄本によると、訂正請求記録の対象者の出生地はB県C郡D町であることが確認できるほか、訂正請求記録の対象者の弟は、訂正請求記録の対象者は請求期間当時、B県C郡D町に居住していた旨陳述しているところ、A事業所に係る被保険者名簿の所在地欄は、「C郡D町」と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は請求期間においてA事業所に勤務しており、上述の未統合記録は、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、昭和21年6月から昭和23年11月までの期間の標準報酬月額については、被保険者名簿の記録から、昭和21年6月から同年7月までは150円、昭和21年8月から同年11月までは60円、昭和21年12月から昭和22年5月までは120円、昭和22年6月から昭和23年11月までは400円とすることが必要である。

厚生局受付番号　：　東海北陸（受）第 2600349 号

厚生局事案番号　：　東海北陸（厚）第 2600037 号

第 1　結論

請求者の A 社における平成 28 年 12 月 26 日及び平成 30 年 7 月 31 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 26 日及び平成 30 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 28 年 12 月 26 日及び平成 30 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 43 年生

住　　　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成 28 年 12 月 26 日

②　平成 30 年 7 月 31 日

請求期間に A 社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第 3　判断の理由

請求者から提出された預金通帳、複数の同僚から提出された預金通帳又は取引推移一覧表並びに当該同僚のオンライン記録から判断すると、請求者は、請求期間①及び②について、A 社から、それぞれ 30 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の当該期間の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600339号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600035号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年12月10日

請求期間について、A社から賞与が支払われたと思うが標準賞与額の記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求者に係る請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、賞与の支払及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答及び陳述している。

また、請求者は、A社の給与及び賞与は現金による支払であり、請求期間に係る賞与明細書等の資料を保管していない旨陳述している上、請求期間当時の住所地を管轄するB市は、当時の課税資料は保管していない旨陳述していることから、請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険の標準賞与額を訂正することはできない。